気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2024 年 11 月 13 日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

Ⅰ．国際原則または政府の指針に適合する投融資

１．グリーンローン

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

・グリーンローン原則 （ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか） ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン （環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等への適合性については外部評価を受けていることを確認いたします。

２．グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

・グリーンボンド原則 （国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞） ・グリーンボンドガイドライン（環境省） ・サステナビリティボンド・ガイドライン （国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞） ・気候ボンド基準(Climate Bonds Initiative)

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等への適合性については外部評価を受けていることを確認いたします。なお、サステナビリティボンドについては、市場国際部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認いたします。

３．サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則 （ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか） ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン （環境省）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等への適合性については外部評価を受けていることを確認いたします。 また、当行が策定した「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」の融資フレームワークに対し、格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）から、外部評価を受けております。 また、個々の融資について、気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることを含め、当該フレームワークの基準を満たしているかを法人コンサルティング部が確認しております。

４．サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則 （国際市場資本協会＜International Capital Market Association＞） ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省） ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等への適合性については外部評価を受けていることを確認いたします。

５．トランジション・ファイナンス

（１）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
（金融庁、経済産業省、環境省）
・グリーンローン原則
（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・グリーンボンド原則
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・グリーンボンドガイドライン（環境省）
・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
（環境省）
・サステナビリティ・リンク・ローン原則
（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
・当該案件の業界にかかるロードマップ

（２）上記（１）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価を受けているトランジション・ファイナンスを対象としております。なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

以　　上